

沖縄県業務改善奨励金 Q&A

①事業場内最低賃金を引き上げれば、沖縄県業務改善奨励金（県奨励金）の対象となるか。

県奨励金は国の業務改善助成金（国助成金）の交付を受けた方を対象としており、国助成金の自己負担額の1/2（上限あり）を奨励金として交付いたします。

②令和6年度に国助成金の交付を受けたが、沖縄県業務改善奨励金の対象となるか。

今回の県奨励金は、令和7年4月14日以降に沖縄労働局に業務改善助成金を交付申請し、沖縄県業務改善奨励金の申請期限（令和8年6月30日）までに業務改善助成金の確定通知等を県に申請できる方を対象としております。

③令和7年10月に国助成金の交付決定を受けたが、県奨励金を申請してもよいか。

県への提出書類として、「国助成金の交付額確定及び支給決定通知書」や「国助成金実績報告書」等の写しが必要となります。

④県奨励金の締切までに書類が揃わないので、申請書だけ先に提出してもよいか。

提出書類が全て揃っていない場合は、受理できません。

⑤やむを得ない理由により、国助成金の事業完了を1月31日（当初の事業完了期限）から3月31日に延期した。県の提出期限も延長していただけないか。

予算の制度上、県奨励金の申請期限は当初令和8年2月27日までとしておりましたが、提出期限を令和8年6月30日まで延長しました。

⑥国助成金を労働局に提出後、国庫補助金精算書の修正があり、確定通知の金額と不一致となっているがどうしたらよいか。

国庫補助金精算書などの添付書類について、国提出後に内容が修正となった場合は、別紙（任意様式）により、修正箇所を記載し、県奨励金申請時に併せて提出頂くようお願いいたします。確定通知や添付書類の金額等で整合性がとれない場合、書類を受理することはできません。

別紙記載例：国庫補助金精算書の「対象外経費支出済額」に、対象外経費が含まれていたことによる減額修正。

（対象経費：120万円→100万円、交付決定額：96万円→80万円）等

⑦国助成金の書類については、労働局へ提出しており、修正後の資料も国が保管しているので、県から書類を取り寄せてもらえないか。

国助成金の労働局への提出書類については、個人情報となるため、県から資料を取り寄せることはできません。

⑧県奨励金の書類の書き方がわからない。

「申請書記載例」、「リーフレット」「申請書チェック項目」等をご確認の上、不明な点があれば、担当窓口までお問合せください。

⑨不備があった際は、どのような対応となるのか。

電子申請で申請を行った方につきましては、電子申請を通して修正及び差し替え等の依頼を行います。

郵送・持参で申請を行った方につきましては、電話にてご連絡いたしますので、産業政策課へ郵送又は持参にて、様式等の提出をお願いします。

いずれの場合につきましても、原則メールでの再提出は認めておりませんので、ご注意ください。

※不備があった際は、差し替え作業等により、審査が長引くこととなるため、チェックリストを必ず使用して、不備がないよう申請をお願いします。